

令和4年7月22日

西原町立小中学校 校長 殿
スポーツ少年団等 代表者 殿

西原町教育員会
教育長 新島 悟
【公印省略】

7月22日(金)以降の部活動(スポーツ少年団等含む)について

沖縄県は、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を抑え込み、県民の命を守るための緊急対策として、7月21日付け沖縄県対処方針が変更されました。それを受けて県教育庁保健体育課・文化財課は7月22日以降の部活動について県立学校に通知を発出しております。

現状として、町内でも部活動関連での感染と推察される事案が確認されております。児童生徒の感染者は明らかに増加傾向に転じており、今後の感染拡大に備えつつ、感染防止対策を徹底した上で部活動を行う必要があります。本町も県立学校への通知を参考に下記の通りとします。

つきましては、児童生徒、保護者、スポーツ少年団等及び部活動顧問へ周知を図って頂き、保護者の理解・協力の下、感染症防止策を講じて部活動を継続させて頂きますよう宜しくお願いします。

記

1 7月22日(金)からの部活動について

- (1)平日は2時間程度、土日祝日は3時間程度の練習とする。(準備、片づけ、清掃、ミーティング等の時間は含まない)
- (2)運動部活動でのマスクの着用は必要ない。ただし、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底すること。
- (3)土日祝日は、昼食を挟むことのないよう時間を設定すること。
- (4)練習試合や合同練習も上記(1)～(3)を遵守して行うことができる。

2 部活動および大会参加についての確認事項

- (1)陽性または濃厚接触者となった選手・職員(スポーツ少年団等指導者)については、保健所が指定する解除日まで部活動および大会への参加はできない。ただし、濃厚接触者については、最終接触日から4日目・5日目の抗原簡易キット検査で陰性であれば5日目解除になるのでその限りではない。参加については顧問や指導者、大会主催団体の指示に従うこと。
- (2)県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校(スポーツ少年団等)において慎重に検討すること。
- (3)遠征先や大会等で異変を感じる者が出た場合、抗原検査キットを活用する等、感染症対策に努めること。

3 部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- (1)発熱等の風邪症状等がある場合は、児童や生徒、指導者等も参加しないこと。
- (2)県警戒レベル2以上においては、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないこと。(7月時点でレベル3)
- (3)毎日の検温等、健康観察を徹底すること。

4 その他

- ・児童生徒に体調不良・発熱等が確認された場合は、保護者と連携し迅速に対応すること。